

平成25年10月1日

保護者様

安八町教育委員会
東安中組合教育委員会
安八町立・組合立各小中学校

警報発表時等における休業及び登下校について

特別警報や暴風警報が発表されている場合

1. 児童・生徒が登校する以前に特別警報や暴風警報（以下「警報」）が発表されている場合

- (1) 警報が解除されるまで自宅で待機させてください。
- (2) 午前6時15分までに警報が解除されたときは、平常通り登校させてください。
- (3) 午前6時15分から午前8時までに警報が解除された場合は、解除後2時間を経てから授業を始めます。この場合は、給食は副食のみを準備しますので主食を持参させてください。
- (4) 午前8時を過ぎてから11時までに解除になった場合は、食事を済ませて午後1時30分までに登校させてください。
- (5) 午前11時を過ぎてから警報が解除になった場合は、臨時休業となります。

※(2)(3)(4)の場合、道路や橋の流出、家屋や樹木の倒壊などで登校が危険な場合は、登校させないでください。

※安八町広報無線の放送及び安八安心メールの情報にも注意してください。

2. 児童・生徒が登校してから警報が発表された場合（警報の発表が予想される場合も含む）

- (1) 警報発表時の気象状況・道路・交通状況などを判断して、児童・生徒を安全に帰宅させられると判断した場合は、当日の授業を中止して速やかに帰宅させます。この場合、必要と判断したときは、教職員が引率します。
- (2) 児童・生徒の安全な帰宅が困難であると判断した場合は、その危険がなくなるまで校内の安全な場所で待機させます。なお、危険な状況が長期に及ぶと判断した場合は、保護者の安全も確保したうえで、引き渡し下校とします。

3. 児童・生徒が登校する以前に警報の発表が予想される場合

- (1) 気象状況・道路・交通状況などを判断して、学校長が教育委員会と協議し、警報の発表に先立って休業を決定することがあります。
- (2) 学校長が始業前に休業を決定した場合、保護者・児童・生徒へ連絡網、安八町広報無線及び安八安心メールにより確実に連絡します。

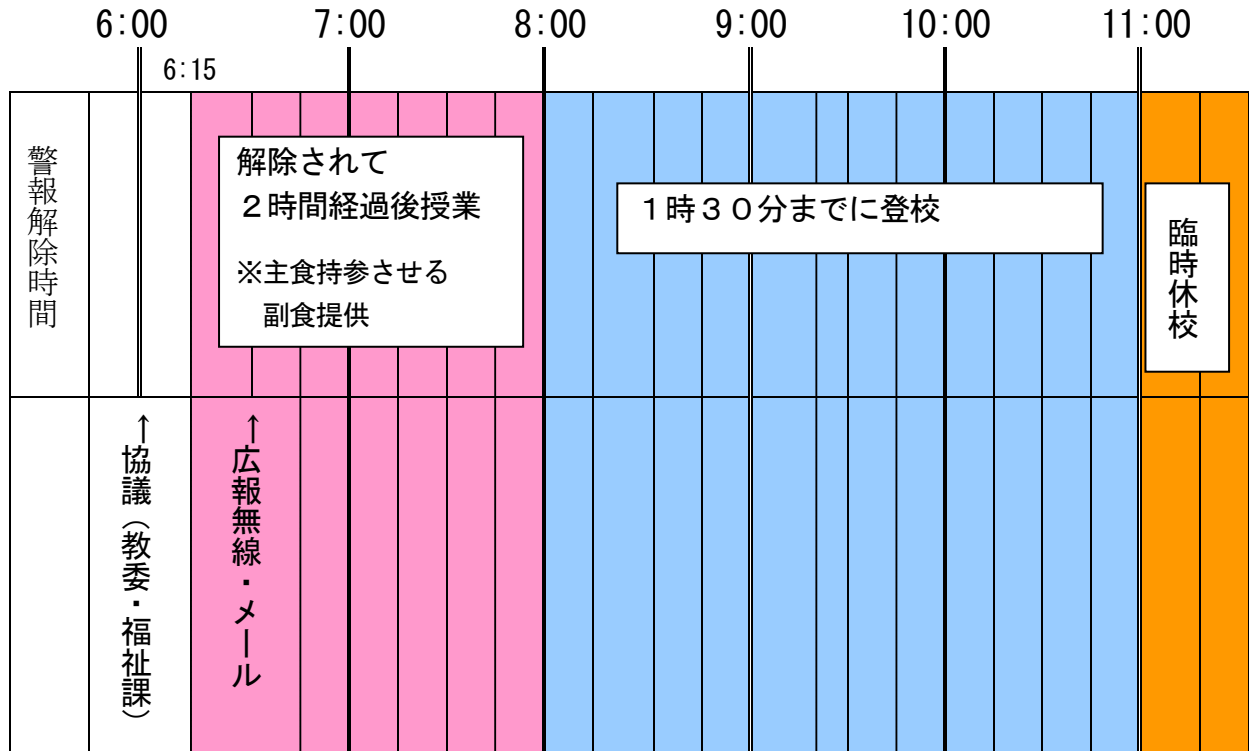
◆暴風警報以外の警報が発表された場合（大雨警報・洪水警報・地震警戒宣言等）

- (1) 学校長は状況により、教育委員会と協議し、保護者・児童・生徒等に指示します。
- (2) 始業時刻前（午前7時）までに、安八町広報無線、安八安心メールまたは学校から連絡がなければ、通常通り登校させてください。

H25

◎特別警報・暴風警報発表の場合

登校前



※メール：教委または福祉課から一括配信
無線：6：30に町内全域放送

児童・生徒が登校してから警報が発表された場合（警報の発表が予想される場合も含む）

- ①警報発表時の気象状況・道路・交通状況などを判断して、児童・生徒を安全に帰宅させられると判断した場合は、当日の授業を中止して速やかに帰宅させます。この場合、必要と判断したときは、教職員が引率します。
- ②児童・生徒の安全な帰宅が困難であると判断した場合は、その危険がなくなるまで校内の安全な場所で待機させます。なお、危険な状況が長期に及ぶと判断した場合は、保護者の安全も確保したうえで、引き渡し下校とします。

児童・生徒が登校する以前に警報の発表が予想される場合

- ①気象状況・道路・交通状況などを判断して、学校長が教育委員会と協議し、警報の発表に先立って休業を決定することがあります。
- ②学校長が始業前に休業を決定した場合、保護者・児童・生徒へ連絡網、安八町広報無線及び安八安心メールにより確実に連絡します。

暴風警報以外の警報が発表された場合（大雨警報・洪水警報・地震警戒宣言等）

- ①学校長は状況により町教育委員会と協議し、保護者・児童・生徒等に指示します。
- ②始業時刻前（午前7時）までに、安八町広報無線、安八安心メールまたは学校より連絡がなければ通常通り登校させてください。